

さぬき市監査委員公告第1号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年3月12日

さぬき市監査委員 元 山 清
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

監査結果に基づく措置通知

平成30年度財政援助団体等監査

さぬき市監査委員

平成30年度財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

結果No.	区分	項目	団体	所管課	ページ
1	指摘事項	補助事業対象経費の是正と指定管理施設の適切な管理運営について（長尾老人福祉センターB棟（から風呂））	社会福祉法人 さぬき市社会福祉協議会	健康福祉部 福祉総務課 (長寿障害福祉課)	P1
2	指摘事項	補助金支出の是正と施設の適切な指定管理の見直しについて（長尾老人福祉センターB棟（から風呂））			P3
3	指導注意事項	会計処理（勘定科目）の適正化について			P5
4	指摘事項	補助対象経費等積算の是正について	さぬき市 商工会	建設経済部 商工観光課	P7
5	指導注意事項	補助金の適正な申請及び支出について			P8
6	指摘事項	補助金支出根拠の明確化と、規定遵守の徹底について			P9
7	指導注意事項	書類の記載もれについて			P10

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）	年度	結果No.	1
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	社会福祉協議会	
指摘・意見等の項目	補助事業対象経費の是正と指定管理施設の適正な管理運営について （長尾老人福祉センターB棟（から風呂））			
指摘・意見等の内容	<p>協議会の「法人運営事業・市補助金収入・社協運営費補助金」は、「さぬき市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき、市に対し補助金交付申請を行っているものであるが、要綱第3条及び第4条の規定（人件費の9割を市補助金として支出する。）とは別に「から風呂人件費」が計上され、当該人件費は10割の補助率で補助金の交付を受けている。</p> <p>から風呂とは、協議会が指定管理者となっている長尾老人福祉センター（A棟・B棟）のうちB棟のことで、協議会は地元から風呂保存会と業務運営委託契約を締結している。</p> <p>しかし、市補助金として交付を受けている「から風呂人件費」は、当該保存会の収支決算書等に計上されておらず、指定管理者である協議会は、業務運営委託契約先から適正な事業報告を受けていないとともに、収支の実態や管理運営状況も把握していなかった。</p> <p>市補助金は、要綱に基づき交付申請及び実績報告等を行うよう是正するとともに、指定管理者として関係施設の利用状況、利用料収入及び経費等を正確に把握し適正な管理運営をされるよう見直されたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月25日
所属課等 （対象組織）	社会福祉協議会
措置結果	<p>さぬき市社会福祉協議会の運営費補助金は、さぬき市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱に基づき交付申請を行っているが、御指摘のとおり、から風呂の運営に係る人件費は、10割の補助率で交付を受けていた。</p> <p>本件の指摘を受け、市と協議した結果、平成31年度からから風呂の運営に係る人件費を廃止し、長尾老人福祉センターの管理に関する協定を締結している健康福祉部長寿障害福祉課から施設管理委託料として交付を受けることとなっ</p>

た。なお、現在、業務運営委託契約を締結している塚原から風呂保存会との契約内容を見直し、運営に必要な人事管理を含めて委託することとしている。

今後は、塚原から風呂保存会から提出される事業計画書や事業報告書の確認を十分に行い、指定管理者として適正な管理に努めるものとする。

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）	年度	結果No.	2
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	健康福祉部	
指摘・意見等の項目	補助金支出の是正と施設の適切な指定管理の見直しについて （長尾老人福祉センターB棟（から風呂））			
指摘・意見等の内容	<p>長尾老人福祉センターB棟（から風呂）管理人の人件費は、「さぬき市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」に基づく補助金として支出されているが、要綱第4条に基づく交付決定がされておらず、別途人件費として10割の補助率で支出されている。</p> <p>要綱に基づく人件費は、第4条により補助対象額の9割とすべきであり、当該要綱に基づかないものである場合は、別途規定しその支出根拠を明確にして支出するよう是正されたい。</p> <p>また、長尾老人福祉センター（A棟・B棟）は、市が協議会へ指定管理者の指定を行っているが、B棟の管理運営は協議会から地元から風呂保存会に業務運営委託されており、市も協議会もその管理運営について明確に把握していない。</p> <p>今後は、「公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づく実地調査を行い、適切な管理運営について総合的に見直しをされたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月25日
所属課等 （対象組織）	健康福祉部
措置結果	<p>さぬき市社会福祉協議会への運営費補助金は、さぬき市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱に基づき交付決定を行っているが、御指摘のとおり、から風呂の運営に係る人件費については、10割の補助率で交付をしてきた。</p> <p>この人件費の金額については、以前から、地元から風呂保存会と縮減に向けた運営方法等について協議を重ねてきたが、解決には至らなかった経緯がある。</p> <p>平成31年度予算編成を前に、再度、から風呂保存会と協議した結果、地域の伝統を継承している施設を保存するという観点から、平成31年度においては、さぬき市社会福祉協</p>

議会に対する人件費としての補助金を廃止した上で、施設管理委託料として支出することとし、同協議会が引き続きから風呂保存会に管理運営を委託することとなった。

なお、今後は、公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例にのっとり、さぬき市社会福祉協議会に対しては、施設管理者として適正な管理に努めるよう指導した。

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）	年度	結果No.	3
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	社会福祉協議会	
指摘・意見等の項目	会計処理（勘定科目）の適正化について			
指摘・意見等の内容	<p>決算書勘定科目にある「職員預り金」と「借受金」は、いずれも職員の社会保険料等の支出に関する勘定科目であり、借受金は協議会が運営する施設のうち日盛の里・福祉の里の職員分のみを計上しており、協議会職員の社会保険料等を別の勘定科目で管理している。</p> <p>これは、協議会に係る会計を複数の通帳で管理することにより発生しており、会計処理を煩雑にし財務状態を不透明にする原因を誘発する恐れがある状態である。貸借対照表等財務諸表は、正確に記録・整理することで会計処理上の真実性を保証する方法であり、会計処理適正性並びに合理性を欠くと考えられるため、会計処理の適正化を検討されたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月25日
所属課等 (対象組織)	社会福祉協議会
	<p>①平成29年度会計処理について 通常、社会保険料は、一括して引き落とされることから、本所拠点への他の拠点からの社会保険料事業主負担分の預りを仮受金の科目で処理し、本所通帳により口座引き落としをしている。（なお、職員負担分については、職員預り金社会保険料で処理している。） 平成29年度は、年度の最終日3月31日が土曜日となったため、2月分社会保険料は、年度が変わってから口座引き落とし（次月末払いで、金融機関が休みの場合は、翌営業日）されることとなったため、決算の貸借対照表に仮受金が表記されることとなった。 （本会では、「社会福祉法人会計基準」第10条（会計区分）に基づき、予算管理の単位として、会計の拠点区分を4ヶ所設定しており、それぞれに出納職員と会計責任者を配置し、通帳を管理している。）</p> <p>②複数の通帳を管理することについて 複数の通帳を管理することについての是非は、「社会福祉会計基準」等について記載されていないが、香川県社会福祉</p>

措置結果

協議会顧問の公認税理士に指導を仰いだところ、施設経営上、拠点区分ごとに独立採算で経営する考え方からすれば、この方法は間違っていないものと考えたとの回答であった。本会としても、拠点区分ごとに経営管理すると判断している。

③社会保険料の会計処理について

拠点区分間での処理が、仮受金として決算の貸借対照表に表記されることは、会計処理として不適切であったものと判断し、今後このようなケースが生じた場合は、預り金（預り金その他）の科目を使用する方法で対応したいと考える。

④まとめ

新会計基準では、情報公開の観点から、法人全体の計算書類に重きを置き、貸借対照表における、決算時の財政状態については、法人の持つ財産・対外的な債務を正確に表す必要があるために、特に「仮受金」という科目は、処理する科目が現時点で明らかでない場合、また金額が明確でない時に使う科目で、不用意に使うことは好ましくなかったと考える。

また、複数の通帳を管理することで、財務状態を不透明にさせないように引き続き顧問税理士に確認していただく考えである。

※社会福祉法人会計基準 第10条（会計区分）

社会福祉法人は、計算書類の作成に関して事業区分及び拠点区分を設けなければならない。

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）	年度	結果No.	4
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	商工会 建設経済部商工観光課	
指摘・意見等の項目	補助対象経費及び補助金額算定の是正について			
指摘・意見等の内容	<p>商工会婚活支援事業は、市商工会が事業主体（交付申請者）として補助金が交付され、補助金は商工会会計から商工会青年部会計（特別会計）へ支出されている。</p> <p>平成29年度補助金実績報告収支決算において、事業費のうち、商工会会館使用料及び備品（机・椅子）の使用料については、商工会会計から商工会青年部（特別会計）へ請求され、青年部会計から事業主体（補助金交付申請者）である市商工会へ支払われている。</p> <p>使用料は補助対象経費として積算され、補助対象経費を基に補助金が算出される。</p> <p>この実績報告での当該使用料が、市補助金に充当する経費として報告されているものではないが、事業主体から事業主体へ支出する使用料分が補助対象経費として増額計上されるかたちとなり、同時に補助金額の算定も増額の要因となる。</p> <p>市商工会を事業主体として補助金を交付しているものであり、事業主体の商工会会館及び商工会所有備品使用料などの事業費として充当しないことが可能な経費については除外する、あるいは商工会内で減免措置をするなど、補助金が公金である以上、市民の理解が得られるよう補助金額の査定をされたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月21日
所属課等 (対象組織)	建設経済部商工観光課 (商工会)
措置結果	<p>当該事業における商工会会館使用料及び備品（机・椅子）の使用料については、直接補助金を充当しているものではないが、補助対象経費欄に記載している。</p> <p>今後は、誤解を招くことがないようにこれらの経費は補助対象経費欄から除外することとしたい。</p> <p>既に、平成30年度婚活支援事業については、除外するよう指導したところである。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）年度	結果No.	5
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	商工会 建設経済部商工観光課
指摘・意見等の項目	補助金の適正な申請及び支出について		
指摘・意見等の内容	<p>平成30年度外国人技能実習生受入事業20周年事業補助金交付申請書の収支予算書では、事業費300万に対し補助対象経費200万円、市補助金200万円、商工会自己負担金100万円とあり、補助対象経費全額を市補助金として計上しているが、「市補助金見直し基準」（3）補助率（補助対象経費の1/2を上限とする。）に基づき算出すれば、補助金額は100万円と算出される。</p> <p>市から交付決定通知を受けているものであるが、収支決算においては適正な事業費計上により実績報告し、補助金額等の精算を行うよう意見するものである。</p>		

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月21日
所属課等 (対象組織)	建設経済部商工観光課 (商工会)
措置結果	<p>当該事業については、補助対象経費200万円全額を補助することとしている。これは「市補助金見直し基準」で定める補助率の上限1/2を超えるものであるが、外国人技能実習生受入事業が20周年の節目を迎えることから政策的に決定したものである。</p> <p>交付決定時等に「市補助金見直し基準」の例外としての決裁は受けていないが、補助金額確定時等のタイミングで例外的な取扱いとしての決裁を受けることとしたい。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）年度	結果No.	6
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	建設経済部商工観光課
指摘・意見等の項目	補助金支出根拠の明確化と、規定遵守の徹底について		
指摘・意見等の内容	<p>平成30年度外国人技能実習生受入事業20周年事業は、記念事業として平成30年度に単年度で行われる事業である。</p> <p>市は、「市補助金見直し基準」（4）補助限度額において「平成26年度以降、新たに設ける補助金については、上限を原則100万円とする。」と規定している。</p> <p>平成29年に、当該事業補助金の要望が商工会から市に出されたことによって、市の担当課である商工観光が予算要望を行う旨の市長決裁は受けているが、市補助金見直し基準の原則を用いない特例措置（特別な事情、根拠等）であることを明確にする文書や市長決裁文書はなかった。</p> <p>原則とは根本的な規定であり、その原則を用いられない特別な事情によるものは、エビデンス（根拠、証拠、証言及び意思決定の過程等）を明確にし、決裁を受けるなど適正な事務手続きをとるよう改善されたい。</p> <p>また、法令に基づき業務を遂行することは当然であるが、市が自ら定める条例、規則、要綱及び基準等を遵守することを徹底されたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月21日
所属課等 (対象組織)	建設経済部商工観光課 (商工会)
措置結果	<p>当該事業については、補助対象経費200万円全額を補助することとしている。これは「市補助金見直し基準」で定める補助金額の上限100万円を超えるものであるが、外国人技能実習生受入事業が20周年の節目を迎えることから政策的に決定したものである。</p> <p>交付決定時等に「市補助金見直し基準」の例外としての決裁は受けていないが、補助金額確定時等のタイミングで例外的な取扱いとしての決裁を受けることとしたい。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）年度	結果No.	7
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	商工会 建設経済部商工観光課
指摘・意見等の項目	書類の記載もれについて		
指摘・意見等の内容	平成30年度商工会振興支援事業交付申請書に、必要事項の記載もれがあった。 今後は適正な事務行うとともに、審査を徹底されたい。		

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	平成31年2月21日
所属課等 (対象組織)	建設経済部商工観光課 (商工会)
措置結果	当該事業申請書の記載もれについては、商工会に対して修正を指示し、既に差替えにて対応した。